

証券コード：2134

2023年6月14日

(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島七丁目5番25号

燦キャピタルマネージメント株式会社

代表取締役社長 清 末 隆 宏

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第31期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://sun-capitalmanagement.co.jp/category/ir/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第31期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「燦キャピタルマネージメント」又は「コード」に当社証券コード「2134」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
（なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. 場 所 大阪市東淀川区東中島一丁目18番5号 KITENA新大阪 4階 401号室
（開催場所が例年と異なっておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第31期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 議案 取締役6名選任の件
4. 議決権の行使に関する事項
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。詳細は、次ページをご参照ください。
 - (3) 議決権の重複行使の取り扱い
 - ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
(新型コロナウイルス感染予防措置についてのお願い)
新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ◎感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権行使をしていただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ◎株主総会に出席される株主様のマスク着用につきましては、各株主様のご判断にお任せいたします。
- ◎株主総会の運営にあたり以下の対応を予定しております。
 - ・会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
 - ・当社係員、役員もマスクを着用させていただく場合がございます。
 - ・会場の座席は、間隔を空けるために、例年より座席を少なく配置いたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2023年6月28日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにてアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

[専用ダイヤル] 0120-975-960

[受付時間] 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事 業 報 告

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気を持ち直しが見られました。一方で、ウクライナ情勢の長期化する中で急激な円安や原材料価格の上昇に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクなど、依然として先行きは不透明な状況であります。世界的に環境問題への取り組みが急務である中、わが国でもエネルギー政策の整備が進んでおり、さらなる政策の強化が期待されます。このような環境下におきまして、クリーンエネルギー事業の重要性は増しております。

不動産売買市場におきましては引き続き低水準にある資金調達コストを背景に、国内外の投資家の投資意欲は旺盛であり、不動産の取得競争は激しく流動性の高い状態が継続しております。ホテル観光産業においては、新型コロナウイルス感染者数の抑制とともに人流の回復が進んでおり、今後、政府による水際対策の緩和により回復が期待されますが、現状、インバウンド需要は限定的であり、コロナ前の水準への回復には至っておりません。

なお、第2四半期連結会計期間において、当社子会社サンエナジー株式会社が税務調査を受け、2017年の取引において修正の指摘があり、法人税の追徴税額77百万円を計上しております。

また、保有資産の売却及び評価を見直した結果、特別損失として固定資産売却損70百万円、貸倒引当金繰入額206百万円を計上することとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は381百万円（前年同期比1.3%減）、営業損失は482百万円（前年同期は579百万円の営業損失）、経常損失は546百万円（前年同期は620百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は904百万円（前年同期は1,246百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(投資事業)

投資事業につきましては、不動産売買、ゴルフ場売上等の結果により、投資事業の売上高は381百万円（前年同期比1.3%減）、セグメント損失（営業損失）は482百万円（前年同期は579百万円のセグメント損失）となりました。

(アセットマネージメント事業)

アセットマネージメント事業につきましては、当社が組成するファンドが無かったことからアセットマネージメント業務報酬、ファンドからの管理手数料等の計上はありませんでした。この結果、アセットマネージメント事業の売上高、セグメント利益の計上はありませんでした。（前年同期の売上高、セグメント利益（営業利益）もありません。）

(その他の事業)

その他の事業につきましては、アドバイザー業務報酬等の計上はありませんでした。この結果、その他の事業の売上高、セグメント利益の計上はありませんでした。（前年同期の売上高、セグメント利益（営業利益）もありません。）

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、15百万円であります。その主なものは、鳥取カントリー倶楽部株式会社でのゴルフコース改修に係るものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行により、569百万円、借入金により138百万円の資金調達を行いました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年3月期 第28期	2021年3月期 第29期	2022年3月期 第30期	2023年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	507,042	473,473	386,592	381,431
経常損失(△) (千円)	△734,110	△401,217	△620,001	△546,424
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,773,769	△757,500	△1,246,318	△904,221
1株当たり当期純損失(△) (円)	△30.62	△10.77	△12.73	△7.82
総資産 (千円)	1,832,569	1,382,890	1,786,322	1,324,111
純資産 (千円)	1,083,527	1,048,415	879,771	658,384

5. 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループは、当該状況を早期に改善・解消すべく、以下の対応策を実施してまいります。

1. 新規事業での収益獲得

当社グループにシナジーが得られる事業を中心に事業の選択と集中を実施し、引き続き再編を図っております。事業再生に向けた業務提携や金融事業会社の子会社化を予定しており、役職員一同・取引先各位の強みを活かした金融・コンサルティング事業を立ち上げ、令和6年3月期は収益構造の構築の地盤固め及び本業とシナジーが薄い事業や資産の売却に注力し、令和7年3月期の収益化を目指してまいります。

2. 既存事業での収益獲得

不動産事業においては、引き続き、国内不動産を中心に、中古アパートメント等の小型物件をターゲットとして各顧客層のニーズに合った不動産の流通に取り組み、収益獲得を目指してまいります。ゴルフ場運営につきましては、継続したコスト削減と営業努力により、売上高及び営業利益の増加を目指してまいります。

3. 経営資源の集約による経費削減

当社への事業の集約により、経営資源を効率的かつ機動的にし、人員削減も含めた経費の削減を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも相変らぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率・出資比率 (%)	主な事業内容
①鳥取カントリー倶楽部株式会社	50,941千円	100.00	ゴルフ場運営事業
② SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.	5,753千シンガポールドル	100.00	バイオマス製品の製造・販売業
③ランド・ベスト株式会社	10,000千円	100.00	不動産事業
④セブンスター株式会社	160,550千円	100.00	不動産特定共同事業

(注) 上記①から④はすべて当社の連結子会社であります。

②当連結会計年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業の内容 (2023年3月31日現在)

事業部門	事業内容
投資事業	自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築
アセットマネジメント事業	ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネジメント受託業務
その他の事業	フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産価値向上業務、仲介業務、その他コンサルティング業務

8. 主要な営業所（2023年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市淀川区西中島七丁目 5 番25号
東 京 支 店	東京都港区芝公園一丁目 3 番10号

(2) 重要な子会社

名 称	所 在 地
鳥取カントリー倶楽部株式会社	鳥取県鳥取市洞谷856番地 1
SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.	100 PECK SEAH STREET #10-18 PS100 SINGAPORE
ランド・ベスト株式会社	東京都港区芝公園一丁目 3 番 5 号
セブンスター株式会社	東京都港区海岸三丁目15番15号

9. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
28 名	増減なし

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員27名は含まれておりません。

2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
4 名	増減なし	32 歳	2 年

10. 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
G F A 株 式 会 社	150,000千円
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	86,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	49,288千円
株 式 会 社 鳥 取 銀 行	16,750千円
湘 南 信 用 金 庫	716千円

II. 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 280,000,000株
2. 発行済株式の総数 138,232,538株
3. 株主数 15,370名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （株）	持 株 比 率（％）
cap serv holdings株式会社	12,777,800	9.24
株式会社REVOLUTION	5,167,394	3.73
山 内 規 之	4,142,700	2.99
株式会社TKコーポレーション	3,611,500	2.61
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,678,600	1.93
森 田 健 一 郎	2,450,000	1.77
株式会社デベロップ・ナビゲーター	2,060,000	1.49
岩 本 俊	2,000,000	1.44
auカブコム証券株式会社	1,829,200	1.32
株 式 会 社 S B I 証 券	1,372,400	0.99

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額 3,200,000円

②新株予約権の行使価額 1個につき77円

③新株予約権の行使条件 ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

④新株予約権の行使期間 2018年6月22日から2027年12月21日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	40,000個	普通株式4,000,000株	4人

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

第12回新株予約権	
決議年月日	2021年4月30日
割当日	2021年5月20日
新株予約権の数	344,828個
発行価額	総額14,137,948円 (新株予約権1個につき41円)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,482,800株 (新株予約権1個につき100株)
資金調達の内額	2,014,140,348円 (差引手取概算額 1,870,140,348円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 14,137,948円 新株予約権行使による調達額 2,000,002,400円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額(発行価額)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は、1株当たり58円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、1株当たり29円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(効力発生日は本新株予約権の発行要項第20項第(3)号をご参照ください。)に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

募集又は割当方法	<p>第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。</p> <p>TKコーポレーション 344,828個 (潜在株式数34,482,800株)</p>
新株予約権の行使期間	2021年5月20日から 2023年5月19日まで
その他	<p>①取得条項 当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>②譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>③その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 本新株予約権は、2023年5月19日をもって行使期間が満了したため、消滅しております。

第13回新株予約権	
決議年月日	2022年4月12日
割当日	2022年4月28日
新株予約権の数	444,444個
発行価額	総額1,777,776円 (新株予約権1個につき4円)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	44,444,400株 (新株予約権1個につき100株)
資金調達額	1,201,776,576円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 1,777,776円 新株予約権行使による調達額 1,199,998,800円
行使価額	1株当たり27円(固定)
募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 株式会社REVOLUTION 444,444個(潜在株式数44,444,400株)

新株予約権の行使期間	2022年5月2日から 2024年5月1日まで
その他	<p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本買取契約を締結する予定です。その主な内容のうち本新株予約権にかかるものは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ・ロックアップ・先買権 当社は、本新株予約権が残存している間、原則として、(a)割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は交付、会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせず、(b)株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下、「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付しようとする場合には、事前に割当予定先に対して同一の条件・内容により引受ける意向があるか否か確認することを要します。 <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価格が調整された場合、又本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は、調達資金の額は減少します。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2022年4月12日
割当日	2022年4月28日
新株予約権の数	40個
発行価額	総額1,777,776円 (新株予約権1個につき4円)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	14,814,800株 上記潜在株式数は、当初転換価額である27円で転換された場合における最大交付株式数です。 上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となります。 下限転換価額は18円であり、下限転換価額における潜在株式数は、22,222,200株です。
転換価額及び修正条項	当初27円 本新株予約権付社債の転換価額は、2022年10月28日、2023年4月28日、2023年10月28日、2024年4月28日、2024年10月28日（以下、「CB修正日」といいます。）において、CB修正日の直前取引日（東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値、以下、「CB修正日価額」といいます。）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）が、修正日に有効な転換価額を0.01円以上下回る場合には、転換価額は、CB修正日以降、CB修正日価額に修正される。但し、CB修正日に係る修正後の転換価額が下限転換価額である18円を下回る場合には、転換価額は下限転換価額とする。

<p>当社による本新株予約権付社債の取得</p>	<p>当社は、払込期日から18カ月が経過した以降いつでも、本新株予約権付社債を有する者（以下、「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対して10営業日前の書面による通知をすることにより、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権者に対して取得される本社債の額面金額相当額の金銭を支払うものとする。</p>
<p>繰上償還請求</p>	<p>本新株予約権付社債権者は、①払込期日から18カ月が経過した以降、又は②取引所における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額を下回った場合、いつでも、当社に対して10営業日前の書面による通知をすることにより、本新株予約権付社債の全部又は一部の償還を請求することができる。この場合、当社は、請求のあった本新株予約権付社債を取得し、これと引換えに本新株予約権者に対して取得される本社債の額面金額相当額の金銭を支払うものとする。</p>
<p>募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 株式会社REVOLUTION (額面10,000,000円の本社債40個)</p>
<p>利率及び償還期日</p>	<p>利率：本社債には利息を付さない。 償還期日：2025年4月27日</p>

償還価額	額面100円につき金100円
その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本買取契約書を締結する予定です。その主な内容のうち本新株予約権付社債にかかるものは以下のとおりです。</p> <p>①譲渡制限 割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認（なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。）を要する。</p> <p>②ロックアップ・先買権 本新株予約権付社債が残存している間、原則として、(a)割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は交付、会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせず、(b)株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下、「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付しようとする場合には、事前に割当予定先に対して同一の条件・内容により引受ける意向があるか否か確認することとします。</p>

(注) 1. 2022年10月28日において転換価額を18円に修正しております。

2. 上記新株予約権については、当事業年度末日までに39個が株式に転換されており、その結果、資本金が1億95百万円、資本準備金が1億95百万円それぞれ増加しております。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	前 田 健 司	鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会 長兼社長 セブンスター株式会社 代表取締役
代表取締役社長	清 末 隆 宏	代表取締役社長
取 締 役	松 本 一 郎	経営統括本部長
取 締 役	鷲 謙 太 郎	管理本部長 SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. DIRECTOR
取 締 役	平 野 正 樹	一般社団法人日本内燃料発電設備協会 会長
常勤監査役	長 岡 稔	—
監 査 役	本 村 道 徳	—
監 査 役	後 藤 充 宏	あおば公認会計士事務所シニアパートナー 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 常勤監査役

- (注) 1. 取締役平野正樹氏は社外取締役であります。また、平野正樹氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。また、長岡稔氏、本村道徳氏、後藤充宏氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 取締役福田高真氏及び阿部尚夫氏は、2022年6月29日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 後藤充宏氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決定しており、取締役の基本報酬は固定報酬のみとしております。取締役の報酬は、各人に相応しい人材の確保・維持並びに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役並びに監査役の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定しております。

2005年3月14日開催の臨時株主総会において決議された取締役の報酬額は、年額100,000千円以内（4名）であります。2002年6月24日開催の第10期定時株主総会において決議された監査役の報酬額は、年額50,000千円以内（3名）であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額は、2022年6月29日開催の当社取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長清末隆宏が決定しました。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の成果・責任等を考慮するについては代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役は、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの妥当性を担保するため、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、当社の一定基準に基づく計算に加えて、社外の役員報酬制度に関して知見を有する者からの助言、経済環境、業界動向、経営状況及び企業文化等を考慮し、各取締役の報酬等の額を決定することとしており、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

地 位	員 数	基 本 報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7 名	74,441千円（うち社外取締役 2名 3,341千円）
監 査 役	3 名	8,400千円（うち社外監査役 3名 8,400千円）

(注) 1. 当社には、使用人兼役員は存在しません。

2. 当事業年度末現在の人員数は取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。なお、上記の支給人員と相違しているのは、2022年6月29日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって任期満了した取締役2名を含んでいるためであります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社 外 取 締 役	平 野 正 樹	一般社団法人日本内燃料発電設備協会 会長
社 外 監 査 役	長 岡 稔	—
社 外 監 査 役	本 村 道 徳	—
社 外 監 査 役	後 藤 充 宏	あおば公認会計士事務所シニアパートナー 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 常勤監査役

(注) 平野正樹氏及び監査役後藤充宏氏と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	平野正樹	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回出席し、主に電力行政並びに経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	長岡稔	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また、監査役会には、20回中20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	本村道徳	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また、監査役会には、20回中20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	後藤充宏	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また、監査役会には、20回中20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款に基づき、当社に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称及び氏名

柴田 洋（柴田公認会計士事務所）（会計監査人）
大瀧 秀樹（大瀧公認会計士事務所）（会計監査人）

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	24,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	24,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。当社監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由は、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人との定期的かつ適宜行う会合による意見交換や、社内関係部署からの聞き取り等を通じて必要な情報を収集したうえで、会計監査人の監査計画における監査内容並びに従前の事業年度における職務遂行状況及び報酬額見積りの算出根拠を検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当事業年度に係る報酬の額は、会計監査人柴田洋氏、大瀧秀樹氏に対するもののみであります。

3. 当社の子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任又は不再任に関する決定を行う方針です。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、当社の重要な経営方針・規範、取締役会規程及びコンプライアンス規程の制定をし、率先垂範して取り組むとともに、全役職員に周知徹底を行う。

② 取締役会は、職務権限規程及び業務分掌規程の制定をし、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。

③ 監査役は、コンプライアンス体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言又は勧告する。

④ 内部監査部門は各部門の業務を監視し、不正の防止・発見及びその改善を行う。

⑤ 管理本部をコンプライアンスの推進部門とし、対外的な契約のチェック、関連規程の作成及び見直し、並びに全役職員への周知徹底を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、「情報等」という。）の取扱いについて、情報管理規程及び文書管理規程を制定し、当該規程に従い、それぞれの担当部署に適切に当該情報等を保存及び管理させ、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ② 取締役会は、管理本部より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。
 - ③ 取締役会は、不測の事態が発生した場合の対応を含むリスク管理規程等の管理体制を整備し、有事には当該規程等に基づいて代表取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に食い止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門は、当該計画の達成に向けて具体的な行動計画を立案する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程並びに稟議規程及び稟議事項明細書を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
 - ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
 - ④ 取締役会は、日常の業務遂行に際して、職務権限規程及び業務分掌規程等を制定し、当該規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者は業務を遂行する。
 - ⑤ 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - ⑥ 管理本部本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。また、業績管理の一環として、予算会議を開催し、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・倫理規範を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。
 - ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ③ 管理本部は、子会社を含む当社グループのリスク管理を管掌し、関係会社管理規程並びにリスクマネジメント規程等に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社に当社への定期的な報告を義務づけ、一層の徹底化を図る。
 - ④ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。
 - ⑤ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人及び内部監査部門との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置するとともに、必要に応じて、内部監査部門を中心とした関係各部門は、そのサポートを行う。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、専任とし、専ら監査役の指示に従う。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等に対して、事前に監査役の同意を得なければならない。

- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、コンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合、内部通報制度規程に従って、内部監査部門並びに監査役に報告するものとする。内部監査部門は自己が受けた報告及び調査の結果について、代表取締役社長及び監査役に報告を行う。また、当社は、通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。
- (9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議に出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める等、監査役の会社情報に対するアクセス権を保証する。
 - ② 当社は、監査役会が、会計監査人から会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る機会を保証する。
 - ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関し、監査役から請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ④ 当社は、監査役会が、必要に応じて独自に弁護士その他の専門家を活用することができる体制を保証する。

- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
 - ② 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。
 - (11) 反社会的勢力を排除するための体制
 - ① 取締役会は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない旨を「コンプライアンス基本方針」において定め、全役職員に周知徹底を図る。
 - ② 管理本部は、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力実務対応マニュアルの運用管理を徹底するとともに、反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を強化する。
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (1) 取締役の職務の執行について
 - 「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

常勤の取締役及び監査役、並びに使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎月1回コンプライアンス研修を実施しております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度規程」に基づき、複数の窓口(ホットライン)を設置し運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理し、当社グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

(4) 監査役の監査体制

「監査役会規程」に基づき、定時監査役会を毎月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受けるとともに、協議を行い、必要に応じて決議を行っております。

監査役は、会計監査人や内部監査部門等と連携を図り、監査の実効性を確保するとともに、取締役会への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を随時行い、健全な経営体制の確保に向けた活動を行っております。

(5) 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果について取締役会に報告しております。

(6) 子会社の経営管理

子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、週次で報告を受けております。また、月次の決算内容について予実分析を当社の管理部門で行い、当社の取締役会にて報告しております。

子会社の重要な稟議事項については、子会社から当社に対して、事前に承認申請が行われる仕組みを構築し、適切に運用しております。

また、取締役を派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数及び数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	443,477	流 動 負 債	470,258
現金及び預金	159,509	買掛金	8,440
売掛金	10,668	短期借入金	200,600
商品	39,759	1年内返済予定の長期借入金	7,364
貯蔵品	8,146	リース債務	8,940
前渡金	3,156	未払金	24,092
短期貸付金	82,050	未払解決金	12,000
未収入金	105,556	未払法人税等	85,647
その他	34,631	その他	123,173
固 定 資 産	880,634	固 定 負 債	195,469
有 形 固 定 資 産	651,487	長期借入金	147,990
建物及び構築物	99,872	転換社債型新株予約権付社債	10,000
機械装置及び運搬具	4,061	リース債務	19,165
工具、器具及び備品	5,670	長期未払解決金	13,000
コース勘定	99,630	繰延税金負債	5,313
土地	417,405	負 債 合 計	665,727
リース資産	24,846	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	4,866	株 主 資 本	617,488
のれん	4,723	資本金	4,379,318
その他	142	資本剰余金	4,334,146
投 資 そ の 他 の 資 産	224,280	利益剰余金	△8,095,976
投資有価証券	89,312	その他の包括利益累計額	32,835
出資金	311	為替換算調整勘定	32,835
関係会社出資金	3,000	新株予約権	5,278
長期貸付金	117,000	非支配株主持分	2,782
その他	14,657	純 資 産 合 計	658,384
資 産 合 計	1,324,111	負 債 純 資 産 合 計	1,324,111

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	381,431
売上原価	176,628
売上総利益	204,802
販売費及び一般管理費	686,926
営業損失	482,124
営業外収益	
受取利息	4,653
助成金収入	11,494
その他の	21,292
営業外費用	
支払利息	6,889
支払手数料	36,098
株式交付費	1,053
社債発行費用	7,437
持分法による投資損失	12,263
貸倒引当金繰入額	21,850
経常損失	546,424
特別損失	
固定資産売却損	70,000
関係会社清算損	425
貸倒引当金繰入額	206,000
税金等調整前当期純損失	822,850
法人税、住民税及び事業税	11,415
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	77,495
当期純損失	911,760
非支配株主に帰属する当期純損失	7,539
親会社株主に帰属する当期純損失	904,221

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2022年4月1日残高	4,083,053	3,948,040	△7,191,755	839,339
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	296,265	296,265	-	592,530
親会社株主に帰属する当期純損失	-	-	△904,221	△904,221
連結子会社株式の売却による持分の増減	-	89,840	-	89,840
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	296,265	386,105	△904,221	△221,851
2023年3月31日残高	4,379,318	4,334,146	△8,095,976	617,488

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	2022年4月1日残高			
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	-	1,777	-	594,307
親会社株主に帰属する当期純損失	-	-	-	△904,221
連結子会社株式の売却による持分の増減	-	-	-	89,840
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,272	△2,823	2,782	△1,313
連結会計年度中の変動額合計	△1,272	△1,046	2,782	△221,388
2023年3月31日残高	32,835	5,278	2,782	658,384

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	394,780	流 動 負 債	547,527
現金及び預金	39,395	買掛金	6,140
売掛金	6,360	短期借入金	181,000
商品	19,250	関係会社短期借入金	174,150
短期貸付金	86,500	関係会社未払金	96,471
関係会社短期貸付金	91,944	未払解決金	12,000
未収入金	103,835	未払法人税等	3,220
その他	47,495	その他	74,544
固 定 資 産	948,234	固 定 負 債	28,313
有形固定資産	3,782	転換社債型新株予約権付社債	10,000
建物有形固定資産	3,665	長期未払解決金	13,000
工具、器具及び備品	116	繰延税金負債	5,313
無形固定資産	142	負 債 合 計	575,840
その他	142	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	944,309	株 主 資 本	761,896
投資有価証券	101,576	資本金	4,379,318
関係会社株式	381,796	資本剰余金	4,244,305
関係会社出資金	3,000	資本準備金	4,244,305
長期貸付金	117,000	利 益 剰 余 金	△7,861,727
関係会社長期貸付金	330,434	利益準備金	15,930
その他	10,501	その他利益剰余金	△7,877,657
		繰越利益剰余金	△7,877,657
		新 株 予 約 権	5,278
		純 資 産 合 計	767,174
資 産 合 計	1,343,015	負 債 純 資 産 合 計	1,343,015

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,032
売 上 原 価		35,358
売 上 総 損 失		19,326
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		248,198
営 業 損 失		267,524
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,413	
そ の 他	1,543	9,956
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,286	
支 払 手 数 料	36,098	
株 式 交 付 費	1,053	
新 株 予 約 権 発 行 費 用	7,437	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	50,113	101,989
経 常 損 失		359,557
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,521	1,521
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	70,000	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,799	
関 係 会 社 清 算 損	1,020	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	206,000	284,820
税 引 前 当 期 純 損 失		642,856
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,278
当 期 純 損 失		646,135

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2022年3月31日残高	4,083,053	3,948,040	3,948,040	15,930	△7,231,522	△7,215,592
事業年度中の変動額						
新株の発行	296,265	296,265	296,265	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	△646,135	△646,135
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	296,265	296,265	296,265	—	△646,135	△646,135
2023年3月31日残高	4,379,318	4,244,305	4,244,305	15,930	△7,877,657	△7,861,727

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
2022年3月31日残高	815,502	6,324	821,826
事業年度中の変動額			
新株の発行	592,530	—	592,530
当期純損失	△646,135	—	△646,135
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	△1,046	△1,046
事業年度中の変動額合計	△53,605	△1,046	△54,651
2023年3月31日残高	761,896	5,278	767,174

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月1日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、株式会社REVOLUTIONが保有する第13回新株予約権の一部の譲渡を承認することを決議している。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年6月1日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所
大阪市中央区 公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所
東京都北区 公認会計士 大 瀧 秀 樹

監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日開催の取締役会において、株式会社REVOLUTIONが保有する第13回新株予約権の一部の譲渡を承認することを決議している。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人柴田洋氏及び大瀧秀樹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人柴田洋氏及び大瀧秀樹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月2日

燦キャピタルマネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）長 岡 稔 ㊟

社外監査役 本 村 道 徳 ㊟

社外監査役 後 藤 充 宏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、全取締役が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の 数
1	まえ だ けん じ 前 田 健 司 (1964年6月21日生)	1989年4月 オリックス株式会社 入社 1997年5月 ワイトレーディング株式会社 (現 当社) 代表取締役社長 2016年3月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長 (現任) 2021年8月 セブンスター株式会社 代表取締役 (現任) 2022年6月 当社 取締役会長 (現任) (現在に至る)	1,358,900株
【取締役候補者とした理由】 前田健司氏は、創業時から代表取締役社長及び取締役会長としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。引き続き、当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	※ ます だ さとる 増 田 智 (1959年4月13日)	1984年4月 日本勧業角丸証券株式会社 (現 み ずほ証券株式会社) 入社 1995年3月 WestLB証券株式会社 入社 1996年8月 東海インターナショナル証券株式会社 入社 1999年6月 東京海上フィナンシャルソリュー ションズ証券株式会社 入社 2011年4月 スーパーファンド証券株式会社 入社 2012年4月 EVOLUTION JAPANアセット マネジメント株式会社 入社 2016年9月 キャタリスト証券株式会社 代表取締役 2018年5月 かりゆし株式会社 代表取締役 (現任) 2023年4月 当社入社 管理本部 総務部長 (現在に至る)	一株
【取締役候補者とした理由】 増田智氏は、長年の金融機関での要職及び経営者としての豊富な経験と、金融サービス事業における幅広い見識と高い専門性を有していることから、当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式 の 数
3	※ の むら たか し 野 村 隆 志 (1960年12月10日生)	1983年 4月 オリエント・リース株式会社 (現 オリックス株式会社) 入社 2017年 12月 キャレックス株式会社 代表取締役 (現任) 2021年 8月 株式会社リアルステージ 専務取締役 (現在に至る)	一株
【取締役候補者とした理由】 野村隆志氏は、長年のリース・ノンバンクでの営業部門の要職を歴任し、事業経営に関する十分な実績と知見、企業経営者として豊富な経験を有していることから、当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、取締役候補者としていたしました。			
4	※ き どう てつ ひろ 佐 藤 哲 寛 (1968年 1月28日生)	1990年 4月 オリックス株式会社 入社 2001年 10月 当社 取締役 2002年 10月 株式会社イオス 代表取締役 (現任) 2018年 4月 デリバティブリサーチ株式会社 取締役 (現任) (現在に至る)	一株
【取締役候補者とした理由】 佐藤哲寛氏は、財務・経理等の管理部門を中心とした経歴を持ち、当社の創業期に財務担当取締役を務めるなど、財務、税務及び会計に関する高い専門性を有していることから、当社事業への理解及びその高い専門性を活かしていただけると判断し、取締役候補者としていたしました。			
5	※ か づら みき と 桂 幹 人 (1953年 9月20日生)	1973年 4月 株式会社コンペ 入社 1980年 2月 株式会社日本視力管理システム 代表取締役 1982年 3月 株式会社リベラルシステム 代表取締役 1989年 11月 株式会社日本アシスト 代表取締役 2004年 4月 桂経営ソリューションズ株式会社 代表取締役 (現任) (現在に至る)	一株
【社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要】 桂幹人氏は、長年の経営コンサルタントまた経営者としての豊富な経験・専門知識をお持ちであることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。 なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定する予定です。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式 の 数
6	※はやし 林 とおる 享 (1968年3月26日生)	1991年4月 日本リース株式会社 入社 1997年3月 GEキャピタルリーシング株式会社 入社 2003年2月 ソニー生命株式会社 入社 2008年10月 株式会社CLS 代表取締役 2022年6月 桂経営ソリューションズ株式会社 取締役 (現任) (現在に至る)	一株
<p>【社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>林享氏は、リース・金融機関での要職や企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定する予定です。</p>			

- (注)
- ※印は、新任候補者であります。
 - 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 当社は、保険会社との間で当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
 - 桂幹人氏及び林享氏は、社外取締役候補者であります。
 - 桂幹人氏及び林享氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として指定し届け出る予定であります。
 - 桂幹人氏及び林享氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東淀川区東中島一丁目18番5号

KITENA新大阪 4階 401号室



地下鉄御堂筋線 新大阪駅（⑪番出入口）徒歩約2分、JR新大阪駅（⑪番出入口）徒歩約2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。